

2022年9月20日

組合員各位

開業医共済協同組合
理事長 谷田部 雄二



令和4年台風第14号に伴う災害に対する非常取扱いについて

令和4年台風第14号に伴う災害による被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

開業医共済協同組合では、この度の災害により災害救助法が適用された地域（当組合事業地区内に限る）の被災された皆さまへの非常取扱いを下記のとおり実施しますので、お知らせいたします。なお今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取り扱いいたします。

記

1. 対象地域

- 【山口県】下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、熊毛郡田布施町、熊毛郡平生町、阿武郡阿武町
- 【大分県】大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

2. 取扱内容・受付期間

- (1) 開業医共済休業保障制度に関する掛金の払込猶予期間の延伸

掛金のお払込みが一時的に困難な場合、当組合にお申出いただくことで、通常の払込猶予期間（約款第24条3項）を含めて、最長6か月間延伸いたします。

3. 取扱代理店

【山口県】

山口県保険医協同組合（TEL：083-972-2250 FAX：083-974-5771）

〒754-0026 山口市小郡栄町1-2 山口県保険医会館

【大分県】

大分県保険医協同組合 大分県保険医協会（TEL：097-568-0047 FAX：097-568-0073）

〒870-0951 大分市大字下郡1602-1 大分県保険医会館

以上